

7 障害者虐待の防止について

障害者虐待防止について



平成26年3月18日、20日
事業所集団指導



説明内容

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待の現状
- 3 施設内での虐待防止に向けて

1 障害者虐待防止法の概要

3

① 障害者虐待防止法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成23年6月24日公布、平成24年10月1日施行)

○ 目的

- 障害者に対する虐待が、「障害者の尊厳」を害するもの。
- 「障害者の自立及び社会参加」にとって、その防止が極めて重要。

〔

- ・ 障害者に対する虐待の禁止
- ・ 障害者虐待の予防、早期発見、防止等に関する国等の責務
- ・ 障害者虐待を受けた障害者に対する保護、自立の支援のための措置
- ・ 養護者に対する支援のための措置等

を定める。

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進。
- もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

4

② 障害者虐待の定義、障害者虐待の禁止

○ 障害者とは、

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- 障害者手帳を取得していない場合も含まれる。
- 18歳未満の者も含まれる。

○ 障害者虐待とは、

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 使用者による障害者虐待

○ 障害者に対する虐待の禁止

- 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

5

③ 通報義務

- (1) 養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- (3) 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

6

④ 障害者虐待の防止等に関する責務

(1) 国民の責務

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない。

(2) 保健・医療・福祉等関係者の責務

障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

(3) 障害者福祉施設・事業所の責務

職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他の障害者虐待防止のための措置

(その他の措置の例)

各種研修会への職員派遣やサービス評価等の取組など

7

2 障害者虐待の現状

8

全国の障害者虐待の状況

(平成24年10月～平成25年3月)

	通報・届出・相談件数	認定件数
	①養護者虐待	3,260
②施設従事者等虐待	939	80
③使用者虐待	303	133
合計	4,502	1,524

H25.11.11 厚生労働省公表

和歌山県の状況 (平成24年度)

通報等・認定等の件数 (県・市町村・労働局)

	通報・届出・相談件数	認定件数	被虐待者の障害種別 (重複あり)				
			身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
①養護者虐待	18	5	0	3	2	0	0
②施設従事者等虐待	11	2	0	2	0	0	0
③使用者虐待	3	1	0	0	0	1	0
合計	32						

対応状況

養護者虐待

<分離の場合>

内容	件数
①やむを得ない事由による措置に基づく分離	1
②新たに障害福祉サービスを利用	1

<非分離の場合>

①養護者に対する助言・指導	2
②新たに障害福祉サービスを利用	1
③障害福祉サービス等利用計画の見直し	1

施設従事者等虐待

内容	件数
市町村・県が施設等を指導	2
調査中	2

使用者虐待

内容	件数
労働基準監督署において指導	1

H25年4月～25年9月の状況(和歌山県全体)

通報等・認定等の件数(県・市町村・労働局)

	通報・届出・ 相談件数	認定件数	被虐待者の障害種別(重複あり)				
			身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
①養護者虐待	18	7	5	4	2	0	0
②施設従事者等虐待	5	2	1	0	0	0	0
③使用者虐待	6	1	0	1	0	0	0
合計	29	10					

対応状況

養護者虐待
＜分離の場合＞

内容	件数
①やむを得ない事由による措置に基づく分離	3
②新たに障害福祉サービスを利用	1

＜非分離の場合＞

①養護者に対する助言・指導	3
②新たに障害福祉サービスを利用	1
③障害福祉サービス等利用計画の見直し	2
④障害福祉サービス以外のサービスを利用	2

施設従事者等虐待

内容	件数
市町村・県が施設等を指導 (うち前年度調査中のもの)	2 (1)
調査中	1

使用者虐待

内容	件数
労働基準監督署において指導	1

通報のあった具体的事例(養護者による虐待)

- 日常的に役に立たない等の暴言を浴びた上、暴力も受けていた
- 食事を十分に与えていなかった
- 障害者年金を養護者が勝手に使用したり、養護者の貯金に振り替えていた

通報のあった具体的事例(施設従事者等による虐待)

- 行動障害のある利用者がパニックを起こした際に、他害行為を防ぐために利用者の身体を叩いた。
- 行動障害のある利用者がパニックを起こした際に、他害行為を防ぐために部屋に閉じ込めて施錠した。
- 歩行訓練を行う際に、利用者に対して厳しく声かけを行った。

13

和歌山県の動き

平成26年1月 厚生労働省から施設従事者からの虐待
防止の再徹底についての通知

→ 通知を受け、県から市町村、各事業所へ再徹底を通知

14

3 施設内での虐待防止に向けて

15

施設職員の事情(構造的原因)

構造的な原因

- ① 利益相反(援助を厚くするほど、負担が重くなる)
- ② マンネリ(こんなもので十分という意識)
- ③ 上下関係性(世話してやっているという意識・関係性)
- ④ 密室性(2人だけのこと)、閉鎖性(外に出ない)

⑤ 集団画一性

「多数の利用者の利益保障」や「平等」という名のもと、
個人の尊厳が制限され、しかもそれが正当化されやすい

→ 構造的な原因を減少させることが虐待減少につながる

- 風通しの良い職場づくり
- 日常的な支援場面の把握
- 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDC Aサイクルの活用
- 外部による第三者評価などの活用
→ 行政による実地指導もここに含まれる
- 職員一人一人の知識や支援技術の向上をはかること

17

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

18

